

プロジェクト IFRS S1 号に相当する基準の開発

項目 対象期間（法令により異なる対象期間の報告が求められている場合）

## 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**対象期間（法令により異なる対象期間の報告が求められている場合）**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連して、第 19 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 22 日開催）において、日本版 S1 基準における対象期間に関する定めについて審議を行っている。本日は、第 19 回サステナビリティ基準委員会において聞かれた意見を踏まえて検討することを目的としている。

## 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 12 項参照）。
  - (1) 第 19 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案に追加して、次のことを定める。
    - ① 法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の集計期間が関連する財務諸表の報告期間とは異なる場合、当該指標の集計期間を用いて当該指標について報告することができる。この場合、当該指標の集計期間を開示しなければならない。

## これまでの審議の概要

4. IFRS S1 号では、サステナビリティ開示について、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが定められている（和訳は事務局による仮訳）。

<b>64</b> An entity shall report its sustainability-related financial disclosures at the same time as its related financial statements. The entity's sustainability-related financial disclosures shall cover the same reporting period as the related financial statements.
--

企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。

5. 第 19 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案は、次のことを日本版 S1 基準に定めるというものである。
  - (1) サステナビリティ開示は、原則として、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。ただし、当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合には、この限りでない。
  - (2) 本項(1)について、報告企業が連結財務諸表を作成している場合、親会社の財務情報の報告期間と、子会社等の財務情報の報告期間が異なるときには、サステナビリティ開示に取り込まれる親会社及び子会社等のサステナビリティ情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ期間を対象としなければならない旨を、日本版 S1 基準の規範性のある部分（結論の背景を想定している。）で記載する。

ここでいう「子会社等」とは、子会社、関連会社その他連結又は持分法の方法により連結財務諸表に財務情報を取り込んでいる会社及び会社に準ずる事業体（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。）をいい、その旨を日本版 S1 基準の規範性のある部分（結論の背景を想定している。）で記載する。
6. これに対し、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に基づき気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会が識別された場合に開示が求められることになると考えられる、温室効果ガス（GHG）排出以外の情報について、例えば、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）において 4 月から翌年 3 月までの化学物質の排出量等の報告が事業者に求められているように、法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の集計期間が関連する財務諸表の報告期間とは異なる場合、当該指標の集計期間を用いて報告ができるようにするという定めを日本版 S1 基準において定めることを検討すべきとの意見が聞かれた。

## 事務局による分析

7. 第 19 回サステナビリティ基準委員会において、事務局は、GHG 排出以外の情報について、法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の集計期間が関連する財務諸表の報告期間とは異なる場合には、当該情報の開示を求めるテーマ別基準にお

いて個別に検討するべきものであるとの考えから、日本版 S1 基準では特段の対応を行わないことを提案した。

8. しかしながら、日本版 S1 基準は、仮に IFRS S1 号の定めをそのまま取り入れることとした場合には、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示も対象とすることになるため、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるものとして識別された場合には、当該リスク及び機会に関連する情報を開示することが求められることになると考えられる。
9. ここで、法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の集計期間が関連する財務諸表の報告期間とは異なる場合であったとしても、法令の定めによらず、関連する財務諸表の報告期間と同じ集計期間を用いて当該指標について報告することを求めることとした場合、企業の負担が大きいと考えられる。
10. 法令の要請により報告が要求される指標の集計期間について、関連する財務諸表とは異なる集計期間とされていた場合、その際の企業の負担は、GHG 排出とそれ以外の指標とで変わらないと考えられる。IFRS S2 号において、GHG 排出について救済措置<sup>1</sup>が導入されたことを踏まえると、IFRS S1 号では要求されていないものの、このような場合には、当該指標の集計期間を用いて報告することができる旨を日本版 S1 基準において定めることが考えられる。
11. なお、この場合には、一般目的財務報告書の主要な利用者が理解することができるよう、当該指標の集計期間を開示することを求めることが考えられる。

#### **(事務局による提案)**

12. 以上の検討を踏まえると、日本版 S1 基準では、第 19 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案に追加して、次のことを定めることが考えられるかどうか。
  - (1) 法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の集計期間が関連する財務諸表の報告期間とは異なる場合、当該指標の集計期間を用いて当該指標について報告することができる。この場合、当該指標の集計期間を開示しなければならない。

---

<sup>1</sup> 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」に従って GHG 排出を測定することを求めるという要求事項から、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の GHG 排出を測定する上で異なる方法を用いることを要求している場合が除外されている（IFRS S2 号第 29 項(a) (ii)）。

**文案**

13. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

**ディスカッション・ポイント**

- ① 日本版 S1 基準において、第 19 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案に追加して次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
  - (1) 法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の集計期間が関連する財務諸表の報告期間とは異なる場合、当該指標の集計期間を用いて当該指標について報告することができる。この場合、当該指標の集計期間を開示しなければならない。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上